

給実甲第444号 新旧対照表（給実甲第1237号関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第1 規則18—0第7条第1項関係 1～5（略）</p> <p>6 外務公務員俸給等年額又は派遣前給与年額の算定に当たっては、<u>派遣職員が、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第8条第6項の規定により標準号俸数（同条第7項に規定する人事院規則で定める基準において当該派遣職員に係る標準となる号俸数をいう。）を昇給するものとし、人事院規則9—40（期末手当及び勤勉手当）第13条第1項第1号ハ（専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員にあつては同項第2号ハ、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては同項第3号ロ）に掲げる職員であるものとする。</u></p> <p>7～10（略）</p>	<p>第1 規則18—0第7条第1項関係 1～5（同左）</p> <p>6 外務公務員俸給等年額又は派遣前給与年額の算定に当たっては、<u>次の各号に定めるところによるものとする。</u></p> <p>一 <u>派遣職員が、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）第8条第6項の規定により標準号俸数（同条第7項に規定する人事院規則で定める基準において当該派遣職員に係る標準となる号俸数をいう。）を昇給するものとし、人事院規則9—40（期末手当及び勤勉手当）第13条第1項第1号ハ（専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員にあつては同項第2号ハ、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては同項第3号ロ）に掲げる職員であるものとする。</u></p> <p>二 <u>派遣職員に、給与法附則第8項の規定及び同項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の給与の額を調整する規定の適用があるものとする。</u></p> <p>7～10（同左）</p>